

目次

1. 補助の対象となる活動について	2
(1) どのような活動が対象となるのか。	2
(2) 団体活動を実施するための事前準備（下見、チケット購入など）をする際の経費は補助の対象となるか。	2
2. 補助対象団体について	2
(1) 団体の基本的な考え方を教えてもらいたい。	2
(2) 町内会・自治会のサークル活動は対象となるのか。	2
(3) 法人格を持つ町内会等（認可地縁団体）も対象となるのか。	2
(4) 班、組、常会など町内会・自治会よりも小さい単位の団体は対象となるのか。 ..	2
3. 補助対象となる利用区間について	2
(1) 対象となる利用区間の基本的な考え方を教えてほしい。	2
(2) 往路と復路で違う駅を利用した場合は補助の対象となるか。	2
(3) 往路は 4 人全員が同じ行程を利用し、復路は 1 人が途中下車した場合、対象となるか。	2
(4) 往路は 5 人全員が同じ行程を利用し、復路は 1 人が途中下車した場合、対象となるか。	3
(5) 目的地が東京駅だが対象となるか。	3
(6) 往路は J R 岩徳線で移動し、復路は貸切バスで移動した場合、対象となるのか。 ..	3
4. 助成上限額について	3
(1) 助成上限額について教えていただきたい。	3
(2) 補助上限額の範囲内であれば、人数に制限はないのか。	3
5. 手続きについて	3
(1) 助成金は複数回交付を受けることができるのか。	3
(2) なぜ事前協議が必要なのか。	3
(3) 事前協議の結果はどのくらいの期間でわかるのか。	3
(4) 助成金が振り込まれる口座に指定はあるか。	3
(5) 補助金交付申請額が、事前協議の際の申請予定額を上回っても問題ないか。	3
(6) 事前協議から活動参加者の人数が変更となっても問題ないか。	3
(7) 「J R 等発行の支払い済み証明」とは、どのようなものを提出したらよいか。 ..	4
(8) 各様式に押印は必要か	4
(9) 事前協議や申請の際の書類提出はメールでもよいか。	4
(10) 事前協議や交付申請の回答はどのような形で返ってくるのか。	4
(11) 助成金交付申請兼請求後、助成金はいつ頃振り込まれるのか。	4

1. 補助の対象となる活動について

(1) どのような活動が対象となるのか。

J R 岩徳線区間（西岩国駅から周防花岡駅間）を含む普通乗車券又は団体割引乗車券を購入して、旅行する事業を対象とする。

(2) 団体活動を実施するための事前準備（下見、チケット購入など）をする際の経費は補助の対象となるか。

事前準備（下見、チケット購入など）をする際の経費は対象となりません。

2. 補助対象団体について

(1) 団体の基本的な考え方を教えてもらいたい。

団体の過半数が、岩国市、下松市、周南市の住民であり、かつ、4名以上の団体を対象とします。

(2) 町内会・自治会のサークル活動は対象となるのか。

対象とします。地域のスポーツクラブ・学校の部活なども対象となります。

(3) 法人格を持つ町内会等（認可地縁団体）も対象となるのか。

対象とします。企業・NPO法人なども対象となります。

(4) 班、組、常会など町内会・自治会よりも小さい単位の団体は対象となるのか。

対象とします。家族・友人などでも対象となります。

3. 補助対象となる利用区間について

(1) 対象となる利用区間の基本的な考え方を教えてほしい。

乗車駅もしくは降車駅のどちらかを J R 岩徳線区間（西岩国駅から周防花岡駅）の駅で利用していれば J R 山陽線等を利用しても対象となります。

ただし、J R 山陽線でも移動できる区間（例えば、岩国駅～徳山駅など）については、J R 岩徳線の車両に乗った場合でも対象となりません。

(2) 往路と復路で違う駅を利用した場合は補助の対象となるか。

往路と復路で違う駅を利用した場合、往路、復路ともに乗車駅もしくは降車駅が J R 岩徳線区間の駅を利用しており、かつ、団体の全員が同じ行程の場合は対象となります。

(3) 往路は4人全員が同じ行程を利用し、復路は1人が途中下車した場合、対象となるか。

往路は全員が同じ行程なので対象となります。復路は途中から3人の利用となっているほか、全員が同じ行程でないため対象となりません。

- (4) 往路は5人全員が同じ行程を利用し、復路は1人が途中下車した場合、対象となるか。

往路は全員が同じ行程なので対象となります。復路は全員が同じ行程でないため対象なりません。

- (5) 目的地が東京駅だが対象となるか。

出発駅がＪＲ岩徳線区間(西岩国駅から周防花岡駅)の駅であれば対象となります。

- (6) 往路はＪＲ岩徳線で移動し、復路は貸切バスで移動した場合、対象となるのか。

往路は対象となりますが、復路は対象なりません。

4. 助成上限額について

- (1) 助成上限額について教えていただきたい。

助成金の額は1人につき片道400円、往復800円を上限とし、1団体20,000円を上限とします。小人についても上限は同額とします。

- (2) 補助上限額の範囲内であれば、人数に制限はないのか。

補助上限額の範囲内であれば、利用人数に制限はありません。

5. 手続きについて

- (1) 助成金は複数回交付を受けることができるのか。

同一年度中において1団体あたり1回まで交付可能とします。

- (2) なぜ事前協議が必要なのか。

本事業では、助成金交付に一定の要件を設けており、要件を満たすか審査するため、また、助成金交付額が予算額を超えないかを事前に判断するため、事前協議をさせていただくことにしています。

- (3) 事前協議の結果はどのくらいの期間でわかるのか。

事業を実施する概ね1週間前までに、協議結果を通知します。

- (4) 助成金が振り込まれる口座に指定はあるか。

申請団体の代表者の口座であることが確認できる口座に振り込みます。

- (5) 補助金交付申請額が、事前協議の際の申請予定額を上回っても問題ないか。

ＪＲ岩徳線団体利用助成金事前協議書(様式第1号)に記載した申請予定額を上回る額で交付申請を受け付けることはできません。

- (6) 事前協議から活動参加者の人数が変更となっても問題ないか。

申請予定額を超えない範囲であれば、人数は変更となっても構いません。

ただし、団体の人数が3人以下となった場合は、助成の対象外となりますのでＪＲ

岩徳線団体利用助成金事前協議取下書（様式第2号）を提出してください。

(7) 「JR等発行の支払い済み証明」とは、どのようなものを提出したらよいか。

普通乗車券又は団体割引乗車券を購入した際の領収書の写し、もしくは利用者全員の普通乗車券又は団体割引乗車券の写真を提出してください。

(8) 各様式に押印は必要か

各様式への押印は不要です。

(9) 事前協議や申請の際の書類提出はメールでもよいか。

全ての書類は原則メールでの提出をお願いします。

(10) 事前協議や交付申請の回答はどのような形で返ってくるのか。

事前協議結果については、「JR岩徳線団体利用助成金事前協議承認通知書」もしくは「JR岩徳線団体利用助成金事前協議不承認決定通知書」をメールで通知いたします。

交付申請については、交付決定の場合は「JR岩徳線団体利用助成金交付決定及び額の確定通知書」を郵送で通知いたします。交付が認められなかった場合は「JR岩徳線団体利用助成金不交付決定通知書」をメールで通知いたします。

(11) 助成金交付申請兼請求後、助成金はいつ頃振り込まれるのか。

助成金の交付は、交付申請後、概ね1か月程度を見込んでいます。